

港区立芝高齢者在宅サービスセンター等他1グループ指定管理者公募に関する質問回答書（全グループ共通）

本質問回答書は、同時に公募している港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンターにも共通するものです。

各質問事項欄に、それぞれの質問に該当するグループを記載しています。

なお、各グループ番号は以下のとおりです。

【グループ7】港区立芝高齢者在宅サービスセンター等

【グループ8】港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター

	質問事項	質 問 内 容	回 答
1	公募要項：Ⅰ3（8）、様式29 【全グループ】	令和6年度及び令和7年度の高齢者在宅サービスセンターについて、一般型（通所介護・第1号通所事業）及び認知症対応型（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）月別稼働率、月別延べ利用者数、実利用者数及び登録者数をご教示ください。	別紙1「通所介護月別実績一覧」をご参照ください。
2	公募要項：Ⅱ1（1）、様式29 【全グループ】	現在算定している介護報酬上の加算について、一般型・認知症対応型それぞれの加算名称をご教示ください。また、直近3か月の月別算定人数又は算定件数をご教示ください。	別紙5「算定項目一覧」をご参照ください。
3	公募要項：Ⅱ1（1）、様式29 【全グループ】	直近3か月について、一般型・認知症対応型それぞれの要介護度別の実利用者数、延べ利用者数及び1日平均利用者数をご教示ください。	別紙2「要介護度別利用実績」をご参照ください。
4	公募要項：Ⅱ4（1）ア、別紙9、様式29 【グループ7】	別紙9では「医療的ケア受入、夜勤体制、入浴サービスほかのサービス提供向上を目的とした過配置分」として看護職員5名が示されています。現在受け入れている医療的ケア（例：インスリン、経管栄養、喀痰吸引、ストーマ、在宅酸素等）の種類と各対応人数、受入に当たっての条件・制限をご教示ください。	現在受け入れている医療的ケアは喀痰吸引、ストーマ、在宅酸素です。過去にインスリン、褥瘡、経管栄養の受入れもございます。また、受入れにあたり条件や制限は設けておりません。
5	公募要項：Ⅱ1（4）ア、Ⅱ4（1）ア、別紙9 【グループ7】	「勤務一覧表」では看護職員5名（常勤換算3.35名）とされていますが、別紙9では看護職員の「過配置分5名」と示されています。この「5名」は法定配置人数に加えて配置する実人数を意味するか、又は現在の実人数等を示すものかをご教示ください。	法定配置人数に加えて配置する実人数です。
6	公募要項：Ⅱ4（1）ア、別紙9 【グループ7】	「勤務一覧表」では管理栄養士2名（常勤換算2名）が配置されています。一方、公募要項では「管理栄養士1名分を除く調理に従事する職員」を指定管理料の対象とする旨が示されています。令和9年度以降、管理栄養士は常勤配置が必須かをご教示ください。	必須ではありませんが、利用者の栄養管理を適切に実施できる体制を整備してください。

7	公募要項：Ⅱ1 (1) イ、港区高齢者宿泊デ イサービス事業実施要 綱、様式29ク 【グループ7】	宿泊デイサービスについて、令和7年度及び令和8年4月から直近月までの月別利用実績（実人数、延べ宿泊数、1日平均利用人数、定員3名に対する稼働率）をご教示ください。	別紙3「宿泊デイサービス月別稼働率一覧」をご参照ください。
8	公募要項：Ⅱ1 (4) ア、別紙9、様式29ク 【グループ7】	別紙9では宿泊デイサービス事業の件数として3名が示されています。現在の宿泊デイサービスにおける夜間帯の職員配置について、職種、配置人数、勤務時間（始業・終業）、夜勤専従又は日勤との兼務の別をご教示ください。また、別紙9の「3名」が実人数・必要配置人数・件数積算上の人数のいずれを示すものかをご教示ください。	夜間帯の職員配置について職種は介護職、勤務時間は16:30～翌9:30 配置人数は利用者2名以上の場合は2名配置しています。日勤との兼務で専従配置はしていません。また、別紙9の「3名」については実人数となります。
9	公募要項：Ⅱ1 (1) イ、港区高齢者宿泊デ イサービス事業実施要 綱、様式29ク 【グループ7】	宿泊デイサービス実施要綱では「医療対応が必要なとき」は対象外又は利用取消しとされています。一方で、宿泊中の急変等に備え、夜間の緊急時対応として看護職員へのオンコール（電話相談・必要時の指示等）体制を指定管理者が設けることは可能でしょうか。現在の夜間急変時の看護職員・管理者・家族・主治医・救急への連絡体制と併せてご教示ください。	サービス利用中に医療処置が必要となった場合、区は利用の承認を取り消すことも可能ですが、実務上は、緊急搬送等の対応が発生するため、利用者の緊急対応を行う人員体制を整えてください。夜間の連絡体制については区の夜間緊急連絡体制に準じます。
10	公募要項：Ⅱ1 (1) 、 Ⅱ4 (1) エ、業務基準 書 【グループ7】	現在の食事提供について、調理方式（クックサーブ、クックチル等）、施設内調理・外部委託の別、1日平均提供食数、刻み食・ミキサー食等の食形態及びアレルギー対応の実施状況をご教示ください。また、令和9年度以降、施設内で最終調理・盛付けを行うクックチル方式等を採用することは可能でしょうか。	調理方式はクックサーブ、施設内調理で1日平均40～50食（職員食含）です。食形態やアレルギー等は届出書で管理しています。また、令和9年度以降のクックチル導入は可能です。
11	公募要項：Ⅱ4 (1) エ、別紙9、様式29 【グループ7】	現在設置されている機能訓練機器について、機器名、台数、購入・リース等の所有区分、使用年数をご教示ください。また、指定管理者変更後に引き続き使用可能な機器をご教示ください。	【指定管理者によるリース】 ニューステップ 使用年数10年以上 歩行器、杖 使用年数1年 【港区備品】 平行棒 使用年数25年 港区備品については指定管理者変更後も引き続き使用可能です。

12	公募要項：Ⅰ3（8）、Ⅱ4（4） 【グループ7】	高齢者在宅サービスセンターの「その他収入（講座参加費等）」について、令和7年度が4,562,886円と大幅に増額していますが、その内訳と要因をご教示ください。	（講座参加費等）とありますが、内訳としては都の介護職員居住支援特別手当等の補助金収入となり、令和7年度の増額については、都の介護職員居住支援特別手当等の補助金収入の増額によるものです。
13	公募要項：Ⅰ3（8）、様式10・11 【グループ7】	令和7年度の高齢者在宅サービスセンターについて、可能であれば、施設単位の事業活動計算書・資金収支計算書等も併せてご提供ください。	現行法人の持つ知見、手法に関する内容であるため、回答できません。
14	公募要項：Ⅱ3（6）、Ⅰ3（8） 【グループ7】	令和4年度以降の高齢者在宅サービスセンターの修繕について、1件200万円を超える修繕実績がある場合は、実施年度、修繕箇所、内容、金額及び区・指定管理者の費用負担区分をご教示ください。なお、既公表回答により現時点でグループ7の大規模改修年度計画が未定であることは承知しています。	1件200万円を超える修繕は区が実施します。修繕実績については別紙4「修繕実績」をご参照ください。
15	公募要項：Ⅱ2（1）、Ⅱ3（4）、様式18 【グループ7】	「令和6年度再委託業務一覧」により、業務名・契約先・契約金額・デイ／包括の負担割合は確認しています。各再委託業務について、点検・作業の実施頻度（毎日、月次、年次、隔年等）及び契約更新時期をご教示ください。また、令和9年度以降、同等の保守水準を満たす範囲で委託先の変更や契約内容の見直しを行うことは可能でしょうか。	設備巡回点検：年4回 空調設備点検：年2回 給排水ポンプ点検：年1回 消防設備点検：年2回 害虫防除生息調査：年11回 害虫駆除薬剤散布：年1回 雑排水管高圧洗浄業務：年1回 換気口清掃業務：年1回 植栽管理業務：年1回 定期清掃：年2～3回 証明器具清掃：年1回 高置水槽清掃：年1回 中水槽清掃：年1回 グリストラップ清掃：年4回 厨房グリスフィルター清掃：年1回 厨房ダクトフード清掃：年1回 電気設備点検：毎月 エレベーター点検：毎月 厨房機器点検：年1回 ガスヒーボン点検：年1回 ガス給湯器点検：年1回 なお、委託先の変更、契約内容の見直しは可能です。

16	公募要項：様式29カ・キ、業務基準書【グループ7】	認知症対応型サービスの利用者数増加に向けた提案を検討するため、令和6年度及び令和7年度における認知症対応型通所介護の新規契約者数、終了者数、主な紹介元（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等）の内訳をご教示いただくことは可能でしょうか。	令和6年度：新規契約8名、終了7名 令和7年度：新規契約8名、終了0名 主な紹介元は居宅介護支援事業所です。
17	Ⅲ1（7）提出書類に関する留意事項【グループ7】	（1）フラットファイル、パイプファイル等の指定があるかご教示ください。 （2）「見出し毎に通し番号のページを付してください」について、「申請書類」「計画書類」毎での通し番号という認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。 （3）所定様式やパンフレット等を除き提出書類は両面1枚以内とのご指示がございましたが、別途資料等の添付は可能でしょうか。ご教示ください。	（1）ファイルの種類に指定はございませんが、資料の脱落が生じないようにご留意願います。 （2）公募要項：Ⅲ1（5）（6）一覧表の左に記載している番号で附番をお願いいたします。また、様式番号がある場合は併記をお願いいたします。 例1）「④定款、寄附行為又はこれに類するもの」で附番 例2）「⑫様式4 担保提供資産について」で附番 （3）様式について別途資料の添付は原則不可です。ただし、受託経費見積書及び資金収支計画書における積算根拠等は参考資料として添付してください。
18	Ⅲ1（5）申請手続（第一次提出）【グループ7】	（1）決算書等につきまして、法人全体の提出でよろしいでしょうか。各事業所・拠点区分も添える必要がありますでしょうか。 （2）決算書類のページ数が多い場合は、別冊でファイリングをしてもよろしいでしょうか。 （3）預金残高証明書につきまして、原本での提出が望ましいでしょうか。写しの提出が可能でしょうか。ご教示ください。	（1）法人としての財務状況を分析するため、法人全体の決算書類をご提出願います。 （2）別冊で問題ございません。 （3）原本をご提出願います。なお、副本に添付するものは写しで問題ございません。
19	提案書作成全般に対して【グループ7】	提案書様式に関して、明確に事業で別れている様式以外は、各事業で重複する部分もあるので施設として一体的な内容としての記載で良いでしょうか。もしくは一つの項目の中で事業を分けて記載した方が良いかご教示ください。	施設別事業計画書である様式28～31以外は一体的な内容の記載をお願いいたします。

20	I 施設の概要 3 施設の概要 地域包括支援センター 【グループ7】	・現地見学時に地域包括支援センターの業務用車両が配置されていることを確認しました。センター運営にあたり、専用車両の配置は必須となりますでしょうか。また、必須ではない場合、訪問支援等の業務を円滑に実施する観点から、車両を配置することが望ましいとお考えでしょうか。	地域包括支援センターにおいて車両の配置は必須ではありません。業務において必要であれば、公募提案時に費用として計上することは可能ですが、指定管理料については、使用実績を鑑みて、都度協議となります。
21	公募要項：I 3 (8) 指定管理料等 【グループ8】	公募要項に記載されている「その他収入（講座参加費等）」について、令和4年度から令和7年度までの主な内訳をご教示ください。また、現在継続している事業・講座等がある場合は、その内容、実施頻度及び参加費をご教示ください。	（講座参加費等）とありますが、内訳としては都の介護職員居住支援特別手当等の補助金収入です。
22	公募要項：II 1 (4) 職員体制、別紙9 指定管理料計上費目一覧 【グループ8】	別紙9には「医療的ケア受入、夜勤体制、入浴サービスほかのサービス提供向上を目的とした過配置分」として看護職員3名と記載されています。一方、「勤務一覧表」では看護職員は実人数3名、常勤換算2.8名となっています。この「3名」は法定配置を上回る加配人数を示すものか、指定管理料積算上の対象人数を示すものか、ご教示ください。	法定配置を上回る加配人数です。
23	公募要項：II 1 (4) 職員体制、別紙2 業務基準書 【グループ8】	勤務一覧表では管理栄養士2名、栄養士2名が配置されています。次期指定管理者において求められる管理栄養士・栄養士の配置基準（人数、常勤・非常勤、専従・兼務の可否）をご教示ください。また、現行配置のうち指定管理料の対象となる人数がある場合は併せてご教示ください。	管理栄養士・栄養士について区独自の配置基準はございません。また、現行配置においては指定管理料の対象としておりません。
24	III 1 (6) 申請手続（第二次提出）③ 【グループ8】	・こちら虎ノ門の副本②は9部がほとんどですが、この資料のみ11部で間違いないでしょうか。	こちらの資料についても9部となります。